

令和 8 年 8 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	植	中	雅	子

神戸市内部統制評価報告書の審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する令和 7 年度神戸市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目次

第 1	審査の種類.....	1
第 2	審査の対象.....	1
第 3	審査の着眼点.....	1
第 4	審査の実施内容.....	1
第 5	審査の期間.....	1
第 6	審査の結果.....	1
第 7	審査の結果の詳細.....	2

令和 7 年度神戸市内部統制評価報告書審査意見

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する令和 7 年度神戸市内部統制評価報告書の審査について、神戸市監査基準第 7 条第 4 号の規定により行ったので、次のとおり意見を提出する。

第 1 審査の種類

- 1 審査の名称 令和 7 年度神戸市内部統制評価報告書審査
- 2 根拠法令 地方自治法第 150 条第 5 項

第 2 審査の対象

令和 7 年度神戸市内部統制評価報告書及び附属資料（以下「報告書」という。）
（内部統制対象事務：「財務に関する事務」及び「文書管理に関する事務」）

第 3 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、神戸市長が作成した報告書について、神戸市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として審査をするものである。審査にあたっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に意を用いるものとする。

第 4 審査の実施内容

報告書について、神戸市長及び内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表、令和 6 年 3 月改定。以下「総務省ガイドライン」という。）に準拠するとともに、神戸市監査基準及び監査委員が行うこととされている監査等において得られた知見に基づき審査を行った。

第 5 審査の期間

令和 8 年 5 月 25 日～8 月 26 日

第 6 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

第7 審査の結果の詳細

1 評価手続に係る記載について

内部統制の不備が適時に把握され、早期に是正又は改善が行われることで行政執行の信頼に寄与することを目的として、総務省ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された内部統制の評価手続に基づき、

- ① 内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制評価対象事務について網羅的に評価されているか、
- ② 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、
- ③ 評価が形骸化せず実効性を伴っているか、など、

長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかという観点から、評価手続に係る記載について審査を行った。

(1) 全庁的な内部統制の評価手続について

総務省ガイドラインに示された全庁的な内部統制の評価項目が、報告書に漏れなく記載され、全項目について評価を実施しているかを確認したところ、全項目において漏れなく記載され、全項目において評価が実施されていたことから、評価手続に係る記載は相当であると認められる。

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続について

評価部局における内部統制の評価手続が、総務省ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された評価手続に沿って適切に実施されたかどうかを確認したところ、適切に実施されていた。また、報告書の附属資料「Ⅳ 内部統制の進捗等」(30～32 ページ)に記載のとおり、前年度の審査意見を踏まえた取組の進捗についても確認できたことから、評価手続に係る記載は相当であると認められる。

2 評価結果に係る記載について

市長が評価の過程において把握した不備について、①重大な不備にあたるかどうかの判断を適切に行っているか、また、②是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかといった観点から、審査を実施した。

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

全庁的な内部統制の各評価項目それぞれに対応する内部統制の整備状況についての評価結果は、「有効に整備・運用されていると判断できる」とされており、各評価項目において整備上及び運用上の不備が存在するとの記載はなかった。また、「全庁的な内部統制に関する新たな取組」及び「地方公営企業等における新たな取組等」として、内部統制の4つの目的を見据えて6つの基本的構成要素^(注)ごとに取組が記載されていることから、評価結果に係る記載は相当であると認められる。

(注) 内部統制の4つの目的と6つの基本的構成要素

内部統制の4つの目的とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全である。

また、6つの基本的構成要素とは、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)、⑥ICT(情報通信技術)への対応であり、これらの構成要素

が、経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能することで、4つの目的が達成される。

(2) 業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

評価部局から提出されたリスク評価シートの内容を踏まえたうえで、当年度においてリスクが高いと判断された事務、監査等において把握されたリスク及び当年度に把握した過年度の不適切な事項等への対応、最終的に長が把握した内部統制の不備、及び重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかについて確認した。また、長がリスク評価シートにより把握した不備について、監査委員において、不備が網羅的に把握されているか、また、その評価結果が適切かどうかの検討を行った。

特に、影響度大の事案については、本市及び市民に大きな損失を生じさせかねないものもあることから、①不備を組織が認識した後、早期に不備が改善され影響を最小限に抑えていること、②再発防止に向けて組織的にソフト・ハードの対策がなされていることといった観点から、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。その結果、不備の認識は適正になされ、不備に関する改善策は適切に対応策が講じられている。

また、報告書に記載された影響度大の事案のうち「選挙関係書類の誤廃棄（東灘区・兵庫区・北区・長田区選挙管理委員会事務局）」については、市民や議会からの信用失墜により社会的信用を毀損したことに鑑みて、重大な不備に該当するとした評価結果に係る記載は相当であると認められる。

以上より、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められるが、次の意見について留意されたい。

○ 意 見

内部統制とは、行政サービスを提供する主体自らが、組織目的に対する事務上の阻害要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することにある。

国のガイドラインでは、内部統制とは「リスクを一定の水準以下に抑えることを確保するため」のものとされている。また、内部統制の不備は、整備上の不備と運用上の不備からなり、それぞれ以下のように規定されている。

- 整備上の不備：全庁的な内部統制、業務レベルの内部統制のいずれにおいても、内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等
- 運用上の不備：整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させる

この度、運用上の重大な不備として挙げられている「選挙関係書類の誤廃棄」のように、顕在化したリスクとその直接的な原因に目が奪われがちであるが、実際に顕在化するリスクは氷山の一角であり、水面下には多様な形態の潜在的リスク（ヒヤリハット）が存在している。それらリスクの顕在化を抑止しているのは、それぞれの職場における実直で真摯な日々の取組にある。

引き続きヒューマンエラー防止に向けた取組について、以下の点に関して着実に実行されるよう求めるものである。

